

# 総合評価方式の適用範囲拡大等について

## 1 ほ装工事における総合評価の適用

### 〈概要〉

ほ装工事における総合評価（簡易型）の適用については、簡易な技術提案を求めるタイプ（技術重視型）のみとなっているが、技術提案を原則求めないタイプ（地域活性型）にも適用範囲を拡大する。

### 〈考え方〉

府が実施するほ装工事の多くは、施工方法や使用材料がほぼ同一であり、特殊な工法や技術的な提案を求める工事は希であることから、試行件数が少ない状況にある。

そこで、一般的なほ装工事においても、公契約大綱に基づき、より品質の高い工事を調達するため、技術者の成績、優良工事施工者表彰等を評価する地域活性型の対象とすることで、総合評価の適用範囲を拡大する。

## 2 配置予定技術者（技術者の継続教育（CPD））

### 〈概要〉

CPDの取得機会拡大のため、評価対象とする取得期間を変更するとともに、負担軽減等のため、必要単位数を緩和する。

### 〈考え方〉

取得期間を1年間から2年間に変更するとともに、取得単位数を1.5倍に引き上げる。

土木一式・ほ装の場合（営繕工事についても、同様に変更）

#### 【現行】

加算点評価項目		評価内容	加算点
配置予定技術者	技術者の継続教育（CPD）	1年間の取得単位20単位以上	0.8点
		1年間の取得単位10～19単位	0.5点
		1年間の取得単位10単位未満	0点



#### 【改正】

評価内容		加算点
2年間の取得単位30単位以上		0.8点
2年間の取得単位15～29単位		0.5点
2年間の取得単位15単位未満		0点

### 〈実施時期〉

平成25年9月1日に入札公告するものから適用